

## 初診時選定療養費に関するお知らせ

### ○初診時選定療養費とは

病院と診療所の役割分担を図るため、国が定めた制度です。  
他の保健医療機関等からの紹介状を持たず、200床以上の病院を初診で受診した場合、初診料の他に選定療養費の徴収が義務付けられています。

### ○当院の初診時選定療養費について

愛媛県から紹介受診重点医療機関として公表されたことにより、療養担当規則に基づき初診時選定療養費を下記のとおり変更します。

令和6年3月31日まで 2,750円（税込）

**令和6年4月1日以降 7,700円（税込）**

### ○初診時選定療養費の負担が発生しない場合

以下の場合、初診時選定療養費の負担はありません。

- ・ **紹介状を持参された場合**
- ・ 国の公費負担医療の受給対象者の場合
- ・ 社会福祉法第2条第3項第9号に規定する対象者の場合（生活保護受給者）
- ・ 救急車での来院等、緊急を要する場合 等

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点など、ございましたら、会計窓口まで、お声がけください。